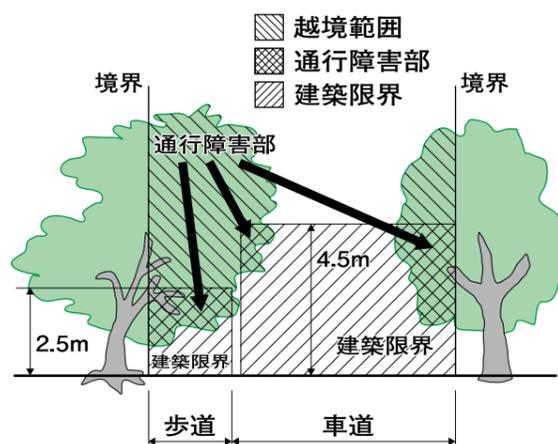


道路に張り出している木の伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により歩行者や自動車等に損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。

よって、道路沿いで樹木を所有されている方は点検を実施していただき、危険な場合は伐採する等の措置を講じていただきますようお願いいたします。

問 熊本県道路保全課 ☎096-333-2495



農耕用トラクタなどのナンバー登録はお済みですか？

農業、工場、工事現場などでのみ使用される農耕用トラクタなどの小型特殊車両もナンバー登録の手続きが必要です。

ナンバー登録していない車両をお持ちの方は、手続きをお願いします。

また、車両の買替えなどを行われた際は新しくナンバープレートを交付しますので、古いナンバープレートと下記の必要なものをお持ちください。

構造及び原動機	最高速度及び大きさ	年税額
乗用装置を有する農耕用トラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など	最高速度35キロメートル未満のもの	2,400円
フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、林内作業車、草刈り作業車など	長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、高さ2.80メートル以下に該当するものうち、最高速度15キロメートル以下のもの	5,900円

○軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車など」という。)の4月1日現在の所有者に対し、軽自動車などの主たる定置場所在の市町村が課税します。

○軽自動車などを所有した日から15日以内にナンバー登録の手続きをしなければなりません。正当な理由がなくナンバー登録の手続きをしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。

○手続きの際には、印鑑、販売(または譲渡)証明書、本人確認書類(免許証等)をそろえて税務住民課窓口にお越しください。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

こんなことでお困りではありませんか？

- ✓ 外出を控えている
- ✓ 身近に頼める人がいない
- ✓ 話し相手がほしい
- ✓ 店が遠い 免許返納して不便



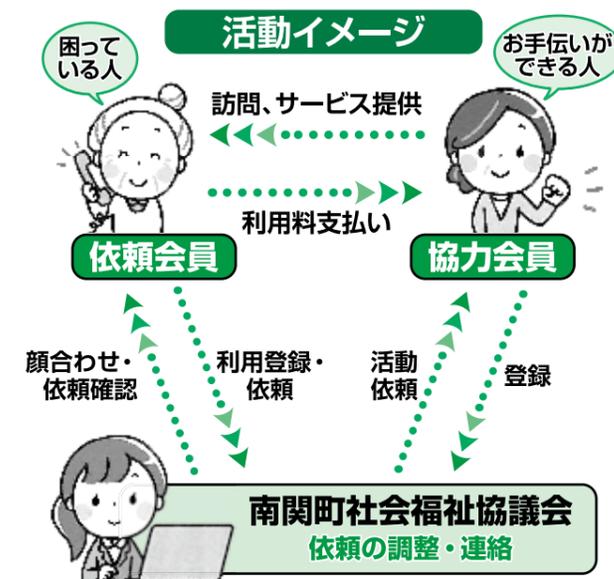
もやい 会員制の相互援助活動 生活支援サービス

日常生活にお困りのある 高齢者や障がいのある方を対象に、お手伝いをするサービスです。



利用料金 1回 300円 (30分以内)

お問合せ先 南関町社会福祉協議会 ☎69-9020



もやい生活支援サービスは、依頼会員(日常生活の中で援助を必要とする人)に対して、1回30分以内でできる軽作業を協力会員(援助できる人)がお手伝いする会員制の住民参加型在宅福祉サービスです。

※注意 会員登録がないと利用できません。ご登録後も、予約が必要になります。

ご利用の流れ 事前に会員登録が必要です。 南関町社会福祉協議会 ☎0968-69-9020

